

昭和小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

注1 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

注2 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、子供会やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係を示す。

注3 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

注4 けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的とする。
- (2) いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを目的とする。
- (3) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教員間、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

3 いじめに対する指導方針

(1) いじめ防止対策等のための組織

「生徒指導委員会」をこれにあてる。

① 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・教諭1名・養護教諭・SC（中学校配置）

② 役割内容

ア. 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割

イ. いじめの相談、通報の窓口としての役割

ウ. いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有を行う役割

エ. いじめの疑いに係わる情報があった時には緊急会議を開催し、いじめなどの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) いじめ未然防止のための措置

① いじめについて、教職員全員の共通理解を図る。

「いじめは人間として絶対に許さない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

② いじめに向かわない態度・能力を育成する。

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、

児童の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む。

教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、自己肯定感を高められるよう努める。

④ 教師と児童、児童同士の信頼関係の構築に努める。

児童が安心して学べる環境づくり（居場所づくり）に努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 学校において、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

② 日頃から児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

③ 児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

④ 休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配ったり、連絡帳や教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

(3) いじめに対する措置

<いじめの発見・通報を受けたときの対応>

① いじめの発見・通報を受けたときは、真摯に傾聴するとともに、教職員が一人で抱え込まず、学校における「生徒指導委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。

② 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、校長が責任をもって村教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに駐在所に通報し、適切に援助を求める。

<いじめられた児童又はその保護者への支援>

① いじめられた子どもに対しては、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携を図り、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

<いじめた児童への指導又は保護者への助言>

① いじめたとされる児童に対しては、学校において、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや心理・福祉等の専門家などの外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行う。

③ いじめた児童への指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させる。

④ いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

＜いじめが起きた集団への働きかけ＞

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。
- ② すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

＜ネット上のいじめへの対応＞

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに駐在所に通報し、適切に援助を求める。

(4) 安全・安心を支える相談体制の充実

- ① 担任を主とするが、養護教諭、校長、教頭等いつでも誰にでも相談できる環境・雰囲気作りに努め、学校における相談機能を充実する。

4 いじめに関する調査（いじめ実態調査）

(1) ねらい

いじめの早期発見・早期解消につながるよう、いじめの実態を把握する。

(2) 調査内容及び時期

- ① 「ＱＵテスト」（６・１１月）や「悩みごとアンケート」（５・７・１０・１２・２月）により調査し、教育相談を実施する。
- ② いじめ認知フォームを活用し、情報共有を図る。

5 重大事案への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
ア. 児童が自殺を企てた場合
イ. 身体に重大な傷害を負った場合
ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
エ. 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間３０日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合も含む。)

(2) 重大事案発生時の対応

- ① 教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を受け対応する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、学校としての説明責任を果たす。

いじめを認知したときの対応

1 事実確認 いじめ情報をキャッチ (認知)	☐ 実態把握 ① 日常観察による発見・把握 ・ 当該児童の様子や周囲の児童等からの情報収集 ② いじめアンケート調査・Q Uテストの実施 ③ 複数の教員からの情報 ④ 保護者からの訴え、地域からの情報 ⑤ 認知フォーム入力(情報共有)
2 報告	☐ 生徒指導主事への報告 ☐ 管理職への報告
3 管理職を中心とした組織的対応 管理職 ↓ 担 任 ↓ 関係児童 ↓ 関係児童の保護者	☐ 「生徒指導委員会」の開催 ① 事実確認、情報収集 ② 当該児童への指導方針 ③ 指導・援助体制の構築 ・ 誰が、誰に、いつまでに、何をするか ・ すぐに行う対応 ・ 中期・長期的な対応 ・ 保護者への対応 ☐ 加害・被害児童等への対応 ・ 教育的配慮の上、プライバシーの保護に十分留意 ・ 事実把握及び指導方法の確認、役割分担の明確化 【被害児童】 ○ 受容的態度（話をよく聞く）・理解 ○ 変容と背景の把握 ○ 心の居場所の確保、緊急避難的対応 【加害児童】 ○ 受容的態度（話をよく聞く）・理解 ○ 問題点の明確化・根気強い指導 ○ 関係機関との連携 【保護者】 ○ 電話連絡→家庭訪問、随時経過説明 【周囲の児童】 ○ いじめの不当性の指摘 ○ 正義・勇気ある行為 【児童全体】 ○ 学年・学級での指導、全校集会等での指導
4 事後対応	☐ 今後の対応策検討 ① 早期発見・早期対応の重要性の理解 ② 当該児童への支援 (継続観察指導、保護者との連携等) ③ 家庭及び関係機関等との連携強化 ④ 組織的な生徒指導の推進